

特許権	判決年月日	平成 3 1 年 3 月 4 日	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(ネ)第 1 0 0 6 5 号	
○ 控訴人・被控訴人とも外国法人を含む当事者間の特許権に基づく損害賠償請求権不存在確認等請求につき、日本の裁判所の管轄権を認めた上で、訴えの対象となる製品を追加する旨の訴えの変更を許さないとし、また、訴えの利益を欠く不適法な訴えであるとして訴えを却下した事例。			

(事件類型) 特許権に基づく損害賠償請求権不存在確認等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 民訴法3条の2第3項, 3条の3第8号, 3条の6, 3条の9, 38条前段

(関連する権利番号等) 特許第4913343号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人らが、被控訴人らに対し、控訴人らによる原告製品1の生産、譲渡等の行為が本件特許権の侵害に当たらないなどと主張し、①被控訴人クアルコムについては、本件特許権の侵害に基づき、②被控訴人クアルコムの子会社については、実施料債権が侵害されたことを理由として、自ら又は被控訴人クアルコムに代位して、被控訴人らが損害賠償請求権及び実施料請求権を有しないことの確認を求める事案である。

2 原判決（東京地方裁判所平成29年(ワ)第5273号・平成30年7月13日判決）は、本件訴えは確認の利益を欠き、不適法であるとして、本件訴えを却下した。

控訴人らは、控訴した上、原判決後に日本国内で販売が開始された原告製品2を追加する旨の訴えの変更を申し立てた。

3 本判決は、以下のとおり、国際裁判管轄につき日本の裁判所の管轄権を認めた上、訴えの変更を許さないとし、また、本件訴えは訴えの利益を欠く不適法なものであるとして、これを却下した。

(1) 国際裁判管轄について

被控訴人クアルコムジャパンの本店所在地は日本国内にあるから、主たる事務所又は営業所が日本国内にあることによる管轄権が認められる。

また、本件は、特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権の不存在が確認の対象とされ、不法行為に関する訴えに該当する。控訴人らが日本国内において原告製品1の輸入販売等の行為を行っていることが認められることから、「不法行為があった地が日本国内にあるとき」に当たり、日本の裁判所が管轄権を有する。

さらに、他の被控訴人らとの関係では、不存在確認の対象とされる被控訴人らの控訴人らに対する権利は同一の事実上の原因に基づくものであるから、少なくとも併合請求における管轄権が認められる。

したがって、本件においては、日本の裁判所が管轄権を有する。

(2) 訴えの変更について

原審においては、専ら確認の利益の有無及び国際裁判管轄の有無につき審理が行われ、原判決は、このうち確認の利益を欠くことを理由に、本件訴えは不適法である旨判断したものであり、本件特許権に基づく損害賠償請求権又は実施料請求権の有無に関する審理は全く行われていない。もとより、原告製品 2 についても、こうした観点からの審理は行われていない。加えて、被控訴人らは、控訴人らの訴え変更の申立てにつき、これを許さない旨の決定を求めている。

このような場合に、控訴審において訴えの追加的変更を認めた上で実体審理を行うとすれば、被控訴人らの審級の利益が侵害されることとなるとともに、訴訟手続を著しく遅延させるものというべきである。

したがって、控訴人らの訴え変更申立ては許されない。

(3) 訴えの利益について

被控訴人らは、原審から当審までを通じ、口頭弁論終結に至るまで、「原告製品 1 の製造受託業者（CM）に対する本件特許権を含む特許権のライセンスの供与及び控訴人アップルが当該CMから原告製品 1 全ての供給を受けているという事実によれば、被控訴人らは、控訴人らに対し、本件特許権に基づく損害賠償請求権及び実施料請求権を有するものではなく、また、これらの請求権を行使する意思もない」旨を繰り返し明確に表明している。このことなどから、少なくとも、本件口頭弁論終結時において、CMのライセンス契約が有効に存続しており、原告製品 1 のCMに供与されたライセンスの対象に本件特許権が含まれることが認められる。

また、控訴人アップルと被控訴人クアルコムとのライセンス交渉の経緯等や両者間の米国での訴訟を考慮しても、被控訴人クアルコムが、本件特許権（及び対応特許権）の侵害に基づく損害賠償請求権を有する旨主張するものと理解することはできない。

控訴人ら主張に係る被控訴人クアルコム子会社に対する訴えの確認の利益は、被控訴人クアルコムに対する訴えの確認の利益の存在を前提とする。また、被控訴人クアルコム子会社は、いずれも本件特許権を有しないから、その実施品に関する事業等を行っていることのみをもって、控訴人らに対し本件特許権に基づく損害賠償請求権又は実施料請求権を有し、又は行使しているということはできず、実際にこれらの権利を行使したことを認めるに足りる証拠もない。

以上のとおり、本件訴えは確認の利益を欠く不適法なものである。